

第三回 国会 内閣委員会 議 録 第三号

(1000)

昭和二十三年十一月十七日(水曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 小川原政信君

理事 富田 照君 理事 田中 稔男君

理事 福田 繁芳君 理事 藤田 五郎君

理事 植原 悦二君 理事 菊池 義郎君

辻 寛一君 村上 勇君

加藤 勘十君 富吉 榮二君

山中 露史君 北 二郎君

出席國務大臣

逋信大臣 降旗 德弥君

出席府委員

内閣官房長官 佐藤 榮作君

總理廳事務官 大野 木克彦君

總理廳事務官 井上 豪君

委員外の出席者

専門員 龜井川 浩君

十一月十五日

科学技術行政協議会法案(内閣提出

第二三三)

國家行政組織法の一部を改正する法

律案(内閣提出第二四四)

郵政省設置法案(内閣提出第二五五)

の審査を本委員会に付託された。

同月十六日

行政整理刷新に関する陳情書(日本

商工会議所会頭高橋龍太郎(第三三

五五)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

財閥同族支配力排除法の一部を改正

する法律案(内閣提出第九九)

科学技術行政協議会法案(内閣提出

第二三三)

國家行政組織法の一部を改正する法

律案(内閣提出第二四四)

郵政省設置法案(内閣提出第二五五)

○小川原委員長 會議を開きます。

これより、去る十五日日本委員会に付

託に相なりました科学技術行政協議会

法案、國家行政組織法の一部を改正す

る法律案、郵政省設置法案を議題とい

たし、審議に入ります。

まず國家行政組織法の一部を改正す

る法律案について政府の趣旨弁明を求

めます。

國家行政組織法の一部を改正す

る法律案

國家行政組織法の一部を改正す

る法律

國家行政組織法(昭和二十三年法

律第二四四)の一部を次のように

改正する。

第二三三條、第二四五條及び第二

七七條中「一月一日」を「四月一日」に

改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行す

る。

○大野木府委員 本日行政管理廳長

官の工藤國務大臣が出て御説明申し上

げるは、ごさいました。ちよつと

微恙のために引こもつておりますの

で、行政管理廳長が私がかつて御

説明申し上げます。

なお、御説明を申し上げる前に印刷

にミスプリントがありますので御訂正

願いたいと思います。三頁の理由のと

ころを「國家行政組織法の施行期日を

延期する必要がある。これがこの法律

案を提出する理由である。」と御訂正

願いたいのであります。

それでは提案理由の御説明を申し上

げます。

國家行政組織法は、第二國會におい

て成立を見たものでございますが、そ

の施行期日は昭和二十四年一月一日と

定められております。すなわち同法

は、行政機關の組織の基準を定めたも

のでありますから、各行政機關の組織

をこの基準に従つて法制化することが

必要でございまして、國家行政組織法

はこれらの各省等の設置法と同時に施

行すべきものでございます。従つて政

府といたしましては、今期國會に各省

等の設置法案を提出いたしまして、そ

うして本法を明年一月一日から施行す

べく準備を進めて参つたのでございま

すが、御承知のように今期國會は、國

家公務員法の改正を中心として、その

会期も短期に定められたのでございま

す。それで政府は、今期國會に各省等

の設置法案を提出することはこれを取

りやめまして、今後なお十分準備をい

たしまして、次期國會にこれを提出し

て、その制定をまつて、明年四月一日

を期して國家行政組織法を施行するこ

の第二三三條、第二四五條及び第二十

七條の三箇條の中で、それら「一月

一日」とありますのを「四月一日」と改

めるといふのが、この法律案の内容で

ございまして。

何とぞ御審議の上、御可決あらんこ

とをお願いいたします。

○小川原委員長 本案に対し、御質疑

はありませんか。何か御質疑がありま

すれば……。

○田中(總)委員 この法案はきわめて

簡單な、單純な性質を持つております

し、別に異議はないと思ひます。その

で、質問等は省略して、これで採決し

ていただいていいのじやないかと思ひ

ます。

○小川原委員長 田中君の御發議があ

りました通り、きわめて簡單でありま

すから、その通りにいたして御異議ご

ざいせんか。

○小川原委員長 御異議なしと認めま

す。それでこれを議決いたしたいと思

ひます。

これを原案通り可決いたすに御異議

ございませんか。

○小川原委員長 御異議なしと認め

て、原案通り可決いたします。

なお委員会報告書の作製及び提出は

これを委員長に御一任願ひたいと思ひ

ますが、御異議ありませんか。

○小川原委員長 御異議なしと認め、

さようとりはからいます。

○小川原委員長 次に郵政省設置法案

について、政府の提案理由の説明を求

めます。降旗逋信大臣。

郵政省設置法案

目次

第一章 總則(第一條—第四條)

第二章 内部部局及び地方機關

(第五條—第十六條)

第一節 内部部局(第五條—第

十四條)

第二節 地方機關(第十五條—

第十六條)

第三章 附屬機關(第十七條—第

二十二條)

第四章 職員及び職(第二十三

條—第三十條)

第五章 雜則(第三十一條—第三

十二條)

附 則

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、郵政省の所掌

事務の範圍及び權限を定めるとと

もに、第三條に掲げる事業を合理

的、能率的に經營するに足る組織

の基準を定めることを目的とす

る。

(設置)

第二條 國家行政組織法(昭和二十

三年法律第二十号)第三條第二

項の規定に基いて、郵政省を設置

する。

2 郵政省の長は、郵政大臣とす

る。

(郵政省の任務)

第三條 郵政省は、左に掲げる國の公共事業を一体的に遂行する責任を負う唯一の政府機関とする。

一 郵便

二 郵便貯金、郵便爲替及び郵便振替貯金

三 簡易生命保険及び郵便年金

二 郵政省は、前項の事業の外、前項の事業に附帶する業務、電氣通信省から委託された業務及び印紙の賣りさばきに関する業務並びに年金及び恩給の支給その他國庫金の受入拂渡に関する事務をつかさどる。

三 郵政省は、前二項の事業及び業務を行うにあたり、公共の利益に即して最高度の能率を発揮するように努めなければならない。

(郵政省の権限)

第四條 郵政省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。

一 法令の定めるところに従い、予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な契約をすること。

二 法令の定めるところに従い、所掌事務の遂行に必要な業務施設、研究施設等を設置し、及び管理すること。

三 法令の定めるところに従い、所掌事務の遂行に必要な業務用品、研究用品等を調達すること。

四 法令の定めるところに従い、不用財産を処分すること。

五 國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の定めるところに従い、職員任免、賞罰その他職員に關する措置をすること。

六 國家公務員法その他の法令に觸れない範囲で、職員の給與、勤務時間その他勤務の條件を定めること。

七 政府職員に対する厚生及び保健に關する法令の定めるところに従い、職員の厚生及び保健のため必要な施設を設置し、及び管理すること。

八 法令の定めるところに従い、職員を訓練すること。

九 法令の定めるところに従い、職員に貸與する宿舎を設置し、及び管理すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をすること。

十一 法令の定めるところに従い、所掌事務に關し、損害を賠償し、及び損害の賠償を受けること。

十二 郵政省の公印を制定すること。

十三 所掌事務に關する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

十四 所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十五 所掌事務遂行に支障のない範囲で、業務施設、業務用品又は郵便切手帳その他郵便の利用上必要な物を利用して、廣告業務を行うこと。

十六 郵便局の窓口取扱時間及び取扱事務の範囲を定めること。

十七 郵便の利用上必要な包装用品、封筒等を調製し、及び賣りさばくこと。

十八 法令により委任された範囲において、外國郵便、外國郵便爲替及び外國郵便振替に關する取極を商議し、締結すること並びにその料金を減額し、又は増額すること。

十九 法令の定めるところに従い、簡易生命保険及び郵便年金の積立金及び余剰金を運用すること。

二十 簡易生命保険の被保険者に對して必要な保健施設を、國會がこの目的のため議決した予算の範囲内で設置し、及び管理すること。

二十一 法令の定めるところに従い、收入金を徴收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をし、並びに受入及び支拂に關する報告及び會計の方法を定めること。

二十二 前各号に掲げるものの外、法令に基き郵政省に屬せられた権限

第二章 内部部局及び地方機関

第一節 内部部局

第五條 郵政省に大臣官房及び左の各局並びに國家行政組織法第二十一条の規定に基き、左の区分により部を置く。

監察局

第一部

第二部

第三部

郵務局

管理部

品、封筒等を調製し、及び賣りさばくこと。

十八 法令により委任された範囲において、外國郵便、外國郵便爲替及び外國郵便振替に關する取極を商議し、締結すること並びにその料金を減額し、又は増額すること。

十九 法令の定めるところに従い、簡易生命保険及び郵便年金の積立金及び余剰金を運用すること。

二十 簡易生命保険の被保険者に對して必要な保健施設を、國會がこの目的のため議決した予算の範囲内で設置し、及び管理すること。

二十一 法令の定めるところに従い、收入金を徴收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をし、並びに受入及び支拂に關する報告及び會計の方法を定めること。

二十二 前各号に掲げるものの外、法令に基き郵政省に屬せられた権限

第二章 内部部局及び地方機関

第一節 内部部局

第五條 郵政省に大臣官房及び左の各局並びに國家行政組織法第二十一条の規定に基き、左の区分により部を置く。

監察局

第一部

第二部

第三部

郵務局

管理部

業務部

輸送施設部

貯金局

管理部

業務部

會計部

簡易保險局

管理部

業務部

財務部

數理部

人事局

經理局

資材局

建築局

二 前項の部の所掌事務は、政令で定める。

三 第一項の部には、國家行政組織法第七條第一項の課を置くことができる。

(大臣官房の事務)

第六條 大臣官房においては、郵政省の所掌事務に關し左に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に關すること。

二 公印の制定し、及び管理すること。

三 公文書を授受し、發送し、編集し、及び保存すること。

四 各部局の事務につき、総合調整をすること。

五 法令案の審査その他法務に關すること。

六 部局の設置及び廢止に關すること。

七 國會との連絡に關すること。

八 渉外事務に關すること。

九 報道に關すること。

十 前各号の事務に附帶すること。

十一 他の各部局の所掌に屬しない事務に關すること。

(監察局の事務)

第七條 監察局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 郵政省の所掌事務に關する犯罪、非違及び事故(輕微なものを除く。)を調査し、及び処理すること。

二 前号の犯罪、非違及び事故により發生した損害を賠償し、及び損害の賠償を受けること。

三 郵政省の所掌事務の考查をし、及び調査をすること。

四 郵政省の所掌事務に關する世論を收集し、及び調査し、又は公衆の不服の申出について調査し、及び回答すること。

五 行政管理廳の行う郵政省に對する行政監察に關する連絡事務を處理すること。

六 第一号、第三号及び第四号に掲げる事務に關する法令を立案し、及び実施すること。

七 監察局の所掌事務の事務取扱方法を制定し、及び実施すること。

八 所部の職員が必要及び採用に關する計画案を作成すること。

九 所部の職員を訓練すること。

十 監察局の所掌事務に關する予算案を準備し、及び成立予算に基き業務計画を実施すること。

十一 監察局の所掌事務に關する周知を行い、及び統計を作成すること。

十二 前各号に掲げるものの外、

監察に關し、郵政省の權限として法令の定める事項を處理すること。

十三 前各号の事務に附帶すること。

(郵政局の事務)

第八條 郵政局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 郵便の運賃計画を作成し、及び実施すること。

二 郵便に關する法令を立案し、及び実施すること。

三 郵便に關する業務取扱方法を制定し、及び実施すること。

四 郵便に關する國際會議及び万国郵便連合に關すること。

五 郵便局を設置し、又は廃止すること。

六 郵便局における郵便に關する窓口取扱時間及び取扱事務の範圍を定めること。

七 郵便物の運送契約をすること。

八 郵便切手その他郵便料金をあらわす証票を發行し、及び賣りさばき、並びに封筒、封かん紙その他郵便の利用上必要な物及び印紙を賣りさばくこと。

九 所部の職員が必要及び採用に關する計画案を作成すること。

十 所部の職員を訓練すること。

十一 郵便に關する予算案を準備し、及び成立予算に基く事業計画を実施すること。

十二 郵便に關する周知を行い、並びに業務施設、業務用品又は郵便切手帳その他郵便の利用上必要な物を利用して廣告業務を行うこと。

十三 電氣通信省設置法(昭和二十三年法律第 号)第六條の規定により、郵政省に委託された業務を處理すること。

十四 前各号に掲げるものの外、郵便に關し、郵政省の權限として法令の定める事項を處理すること。

十五 前各号の事務に附帶すること。

(貯金局の事務)

第九條 貯金局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 郵便貯金、郵便爲替及び郵便振替貯金並びに年金及び恩給の支給その他國庫金の受入拂渡に關する事務(以下爲替貯金と總稱する。)の運賃計画を作成し、及び実施すること。

二 爲替貯金に關する法令を立案し、及び実施すること。

三 爲替貯金に關する業務取扱方法を制定し、及び実施すること。

四 郵便爲替及び郵便振替貯金に關する國際會議及び万国郵便連合に關すること。

五 地方貯金局を設置し、又は廃止すること。

六 郵便局における爲替貯金に關する窓口取扱時間及び取扱事務の範圍を定めること。

七 爲替貯金に關する受拂金の總括計算をすること。

八 郵便貯金及び郵便振替貯金の原簿に關すること。

九 郵便貯金切手を發行し、及び賣りさばくこと。

十 郵便局において受拂れる現金

の取扱方法を定めること。

十一 郵便貯金の奨励をすること。

十二 爲替貯金の取扱上発生した損害を賠償し、及び損害の賠償を受け(監警局所掌のものを除く。)、並びに欠損金の補てんに關する處理をすること。

十三 所部の職員が必要及び採用に關する計画案を作成すること。

十四 所部の職員を訓練すること。

十五 爲替貯金に關する予算案を準備し、及び成立予算に基く事業計画を実施すること。

十六 爲替貯金に關する周知を行い、並びに業務施設及び業務用品を利用して廣告業務を行うこと。

十七 前各号に掲げるものの外、爲替貯金に關し、郵政省の權限として法令の定める事項を處理すること。

十八 前各号の事務に附帶すること。

(簡易保険局の事務)

第十條 簡易保険局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 簡易生命保険及び郵便年金(以下保険年金という。)の運賃計画を作成し、及びこれを実施すること。

二 保険年金に關する法令を立案し、及び実施すること。

三 簡易生命保険及郵便年金特別會計(以下保険年金特別會計という。)の會計及び財務に關する法令及び手続を立案し、及び

實施すること。

四 保険年金に關する業務取扱方法を制定し、及び実施すること。

五 地方簡易保険局を設置し、又は廃止すること。

六 郵便局における保険年金に關する窓口取扱時間及び取扱事務の範圍を定めること。

七 所部の職員が必要及び採用に關する計画案を作成すること。

八 所部の職員を訓練すること。

九 保険年金に關する予算案を準備し、及び成立予算に基く事業計画を実施すること。

十 保険年金特別會計の決算をすること。

十一 保険年金特別會計の收入及び支出の調定及び出納をすること。

十二 保険年金特別會計の收入及び支出並びに資産及び負債の事業別分計をすること。

十三 保険年金特別會計制度に關する研究をすること。

十四 保険年金特別會計の原簿計算をすること。

十五 保険年金に關する受拂金の總括計算をすること。

十六 保険年金の原簿に關すること。

十七 保険年金の奨励をすること。

十八 保険年金の積立金及び余裕金を運用すること。

十九 保険年金の料率の基礎計算、責任準備金の算定その他數理に關する事務を處理すること。

二十 被保險者に対する保健施設を設置し、及び管理すること。

二十一 保険年金の取扱上発生した損害を賠償し、及び損害の賠償を受け(監警局所掌のものを除く。)、並びに欠損金の補てんに關する處理をすること。

二十二 保険年金の周知を行い、並びに業務施設及び業務用品を利用して廣告業務を行うこと。

二十三 簡易生命保険郵便年金事業審議會及び簡易生命保険郵便年金審査會に關する事務を處理すること。

二十四 前各号に掲げるものの外、保険年金に關し、郵政省の權限として法令の定める事項を處理すること。

二十五 前各号の事務に附帶すること。

(人事局の事務)

第十一條 人事局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 職員に關する左の事務を處理すること。

(一) 職階及び任免に關すること。

(二) 給與、勤務時間その他勤務の條件に關すること。

(三) 服務規律、分限及び懲戒に關すること。

(四) 勤務成績の評定及び記録に關すること。

(五) 人事記録の作成及び保管に關すること。

(六) 公務傷病に対する補償及び恩給に關すること。

(七) 職員の結成する組合その他の團體との交渉並びにこれら

の團體に關すること。

(八) 職員に關すること。

二 職員に關すること。

三 職員に關すること。

四 職員に關すること。

五 職員に關すること。

六 職員に關すること。

七 郵政省共済組合に關すること。

八 所部の職員に關すること。

九 所部の職員に關すること。

十 人事局の所掌事務に關すること。

十一 前各号に掲げるものの外、人事に關すること。

十二 前各号に掲げるものの外、人事に關すること。

十三 前各号に掲げるものの外、人事に關すること。

十四 前各号に掲げるものの外、人事に關すること。

十五 前各号に掲げるものの外、人事に關すること。

十六 前各号に掲げるものの外、人事に關すること。

十七 前各号に掲げるものの外、人事に關すること。

十八 前各号に掲げるものの外、人事に關すること。

十九 前各号に掲げるものの外、人事に關すること。

二十 前各号に掲げるものの外、人事に關すること。

二十一 前各号に掲げるものの外、人事に關すること。

二十二 前各号に掲げるものの外、人事に關すること。

二十三 前各号に掲げるものの外、人事に關すること。

二十四 前各号に掲げるものの外、人事に關すること。

二十五 前各号に掲げるものの外、人事に關すること。

二十六 前各号に掲げるものの外、人事に關すること。

二十七 前各号に掲げるものの外、人事に關すること。

二十八 前各号に掲げるものの外、人事に關すること。

二十九 前各号に掲げるものの外、人事に關すること。

三十 前各号に掲げるものの外、人事に關すること。

財務に關する法令及び手続を立案し、及び実施すること。

四 郵政事業特別会計の一切の決算をすること。

五 郵政事業特別会計の収入及び支出の調定及び出納をすること。

六 郵政事業特別会計の収入及び支出並びに資産及び負債の事業別分計をすること。

七 郵政事業特別会計制度に關する研究をすること。

八 郵政事業特別会計の原簿計算をすること。

九 資金を統制し、管理し、及び調達をすること。

十 契約手続を定めること。

十一 各部署の契約等の計画を取りまとめをすること。

十二 支拂計画を設定し、及びこれを各部署に通知すること。

十三 契約の締結、収入及び支出の決定並びに資金、物品その他財産の管理及び保管の責任を有する職員に對して、会計監査をすること並びに郵政省の總原簿又は補助簿への仕訳記入の確認をすること。

十四 小切手及び國庫金振替の認証をすること。

十五 會計及び財務に關する統計を作成し、並びに郵政省の所掌事務の統計に關する基本計画を作成すること。

十六 郵政省の所掌事務の統計を保存すること。

十七 郵便、郵便爲替及び郵便振替貯金の原簿計算をし、及び料金の合理化の研究をすること。

十八 固定資産の記録を保存すること。

十九 廣告業務に關する手続の基本を定めること。

二十 所部の職員に關すること。

二十一 所部の職員に關すること。

二十二 所部の職員に關すること。

二十三 所部の職員に關すること。

二十四 所部の職員に關すること。

二十五 所部の職員に關すること。

二十六 所部の職員に關すること。

二十七 所部の職員に關すること。

二十八 所部の職員に關すること。

二十九 所部の職員に關すること。

三十 所部の職員に關すること。

三十一 所部の職員に關すること。

三十二 所部の職員に關すること。

三十三 所部の職員に關すること。

三十四 所部の職員に關すること。

三十五 所部の職員に關すること。

三十六 所部の職員に關すること。

三十七 所部の職員に關すること。

三十八 所部の職員に關すること。

三十九 所部の職員に關すること。

四十 所部の職員に關すること。

四十一 所部の職員に關すること。

四十二 所部の職員に關すること。

四十三 所部の職員に關すること。

四十四 所部の職員に關すること。

四十五 所部の職員に關すること。

四十六 所部の職員に關すること。

四十七 所部の職員に關すること。

四十八 所部の職員に關すること。

四十九 所部の職員に關すること。

五十 所部の職員に關すること。

關する計画案を作成すること。

七 所部の職員に關すること。

八 資材局の所掌事務に關する予算案を準備し、及び成立予算に基く業務計画を実施すること。

九 前各号に掲げるものの外、資材及び物品に關すること。

十 前各号に掲げるものの外、資材及び物品に關すること。

十一 前各号に掲げるものの外、資材及び物品に關すること。

十二 前各号に掲げるものの外、資材及び物品に關すること。

十三 前各号に掲げるものの外、資材及び物品に關すること。

十四 前各号に掲げるものの外、資材及び物品に關すること。

十五 前各号に掲げるものの外、資材及び物品に關すること。

十六 前各号に掲げるものの外、資材及び物品に關すること。

十七 前各号に掲げるものの外、資材及び物品に關すること。

十八 前各号に掲げるものの外、資材及び物品に關すること。

十九 前各号に掲げるものの外、資材及び物品に關すること。

二十 前各号に掲げるものの外、資材及び物品に關すること。

二十一 前各号に掲げるものの外、資材及び物品に關すること。

二十二 前各号に掲げるものの外、資材及び物品に關すること。

二十三 前各号に掲げるものの外、資材及び物品に關すること。

二十四 前各号に掲げるものの外、資材及び物品に關すること。

二十五 前各号に掲げるものの外、資材及び物品に關すること。

二十六 前各号に掲げるものの外、資材及び物品に關すること。

二十七 前各号に掲げるものの外、資材及び物品に關すること。

二十八 前各号に掲げるものの外、資材及び物品に關すること。

二十九 前各号に掲げるものの外、資材及び物品に關すること。

三十 前各号に掲げるものの外、資材及び物品に關すること。

三十一 前各号に掲げるものの外、資材及び物品に關すること。

三十二 前各号に掲げるものの外、資材及び物品に關すること。

三十三 前各号に掲げるものの外、資材及び物品に關すること。

三十四 前各号に掲げるものの外、資材及び物品に關すること。

三十五 前各号に掲げるものの外、資材及び物品に關すること。

三十六 前各号に掲げるものの外、資材及び物品に關すること。

三十七 前各号に掲げるものの外、資材及び物品に關すること。

三十八 前各号に掲げるものの外、資材及び物品に關すること。

第二節 地方機關

第十五條 郵政省に、國家行政組織法第二十一條の規定に基き、左の地方機關を置く。

地方郵政監察局

地方郵政局

地方貯金局

地方簡易保險局

郵便局

地方郵政監察局は第七條に掲げる事務の一部を分掌し、地方郵政局は第八條から第十條までに掲げる事務の一部を分掌し、地方貯金局は第九條に掲げる事務の一部を分掌し、地方簡易保險局は第十條に掲げる事務の一部を分掌する。

郵便局は、地方郵政局の事務のうち、現業事務を行う。

第一項の地方機關は、前二項に掲げる事務の外、その事務に關連する範圍において、第六條及び第十一條から第十四條までに掲げる事務の一部を分掌する。

第十六條 地方郵政監察局及び地方郵政局は、それぞれ東京都、長野市、名古屋、金沢市、大阪市、廣島市、松山市、熊本市、仙台市及び札幌市に置く。

地方郵政監察局に、左の部を置く。

第一部

第二部

第三部

地方郵政局に、左の部を置く。

郵務部

貯金部

保險部

人事部

- 3 經理部
資材部
建築部
- 4 地方郵政監察局及び地方郵政局の名稱、管轄区域及び所掌事務の範圍は、政令で定め、内部組織の細目は、郵政大臣が定める。
- 5 郵政大臣は、地方機關の事務の一部を分掌させるため必要がある場合は、出張所を設けることができる。
- 6 地方郵政監察局及び地方郵政局以外の各地方機關並びに前項の出張所の名稱、位置、管轄区域、所掌事務の範圍及び内部組織は、郵

政大臣が定める。

第三章 附屬機關

(附屬機關)

第十七條 第二十二條に規定するものの外、郵政省に置かれる附屬機關は、左の通りとする。

博物館
病院、診療所及び療養所
職員訓練所
(博物館)

第十八條 博物館は、郵政に関する文化の啓蒙及び普及を図るための機關とする。

(病院等)

第十九條 病院、診療所及び療養所は、郵政省の職員及びその家族の

健康を保持するための機關とする。

(職員訓練所)

第二十條 職員訓練所は、郵政省の職員の訓練を行うための機關とする。

(名稱等)

第二十一條 第十七條に掲げる附屬機關の名稱、位置及び内部組織は、郵政省令で定める。

(その他の附屬機關)

第二十二條 左の表の上欄に掲げる機關は、郵政省の附屬機關として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

- 2 第十五條に掲げる地方機關及びその内部部局には、それぞれ長一人を置く。
- 3 第十七條に掲げる附屬機關には、それぞれ長一人を置く。
- 4 前三項に掲げる部局の長は、上官の命を受け、それぞれ部局の事務を掌理し、その職員の服務について、これを指揮監督する。
- 5 經理局及び人事局には、次長を置く。
- 6 次長は、局長を助け、局務を整理し、局長不在の場合その職務を代行する。

法(昭和二十三年法律第百三十一号)に規定する司法警察官の職務を行う。

2 郵政監察官は、被疑者の逮捕を必要とする場合は、警察官又は警察吏員である司法警察官に、これを逮捕させなければならない。

3 警察官又は警察吏員である司法警察官は、前項により逮捕した被疑者を、郵政監察官に引致しなければならない。

4 郵政監察官は、前項の被疑者を受け取つた場合又は自ら現行犯人を逮捕した場合において、留置の必要があると思料するときは、これを最寄りの警察署に留置することができる。

第二十八條 郵政監察官は、職務を行うにあつては、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを示さなければならない。

(定員)

第二十九條 郵政省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

(職員の出張)

第三十條 郵政省の職員の出張については、監察又は會計監査のための場合を除く外、特に郵政大臣の事前の承認がなければならない。

種 類	目 的
郵政審議會	第三條に掲げる事業の健全且つ能率的な運営を図るため、その事業に関する事項(簡易生命保険郵便年金事業審議會に附議される事項を除く。)を調査審議すること。
簡易生命保険郵便年金事業審議會	簡易生命保険約款案及び郵便年金約款案並びに積立金の運用その他保険年金の経営に関する事項を調査審議すること。
簡易生命保険郵便年金審査会	保険契約者、保険金受取人、年金受取人、年金継続受取人又は返還金受取人が簡易生命保険又は郵便年金の契約上の権利義務に関する事項について國との間に紛争を生じた場合、その紛争処理機關として公平な審査をし、及び裁決をすること。
郵政省共済組合審査会	郵政省共済組合の給付に関する決定又は掛金の徴収に関して組合と組合員との間に紛争を生じた場合、その紛争処理機關として公平な審査をし、及び裁決をすること。
郵政省共済組合運営審議會	郵政省共済組合の運営に関する事項を調査審議すること。

(郵政監察官)

第二十六條 郵政業務の監察を行わせるため、郵政省に郵政監察官七百人以内を置く。

2 郵政監察官は、郵政業務の運行に関するすべての事項の調査にあたり、その実情及び改善すべき事項についての意見を郵政大臣に提出し、並びに犯罪の嫌疑があるとときは、捜査し、その内容を郵政大臣に報告し、及び必要がある場合には、犯罪の訴追に協力することについて、郵政大臣から特命を受けたものとする。

第三十一條 郵政大臣は、この法律に定める権限で細目の事項に関するものを、職務規程を定めて、局、地方機關及び附屬機關に委任することができる。

(組織の細目)

第五章 雜則

(権限の委任)

2 前項に掲げる附屬機關の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(これに基く命令を含む。)に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

第四章 職員及び職

(職員)

第二十三條 郵政省に置かれる職員(については、國家公務員法の定めるところによる。

(理事)

第二十四條 郵政省に理事四人を置く。

2 監察局、郵務局、貯金局及び簡易保險局の長は、理事をもつて充

2 郵政監察官は、郵政省の職員の中から、郵政大臣が命じ、その指定する地において勤務しなければならない。

第二十七條 郵政監察官は、郵政業務に対する犯罪につき、刑事訴訟

法(昭和二十三年法律第百三十一号)に規定する司法警察官の職務を行う。

2 郵政監察官は、被疑者の逮捕を必要とする場合は、警察官又は警察吏員である司法警察官に、これを逮捕させなければならない。

3 警察官又は警察吏員である司法警察官は、前項により逮捕した被疑者を、郵政監察官に引致しなければならない。

4 郵政監察官は、前項の被疑者を受け取つた場合又は自ら現行犯人を逮捕した場合において、留置の必要があると思料するときは、これを最寄りの警察署に留置することができる。

第二十八條 郵政監察官は、職務を行うにあつては、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを示さなければならない。

(定員)

第二十九條 郵政省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

(職員の出張)

第三十條 郵政省の職員の出張については、監察又は會計監査のための場合を除く外、特に郵政大臣の事前の承認がなければならない。

第三十二條 郵政省の組織の細目については、この法律に規定するものの外、政令で、又は政令の委任により郵政大臣が定める。

附則

この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。

○降旗國務大臣 それではただいま委員長から申されました郵政省設置法案について御説明を申し上げたいと思ひます。実はこの郵政省の設置に付随いたしまして、電氣通信省、この二つの設置法案が関連しておるのであります。何がゆゑに現在の通信省が郵政省と電氣通信省の二つの省にわかれなければならないか。このことを大要申し上げてみたいと思ひます。

申し上げるまでもなく、今日行政簡素化がとねえられておるときに、二省が一省になるならばともかく、一省がなぜ二省になる必要があるか。こういう疑ひが生ずるのであります。しかしながら私は通信省の内部へ入りまして、いろいろの事情を調査した結果、これは当然二省にわかれなければならないというところを感じざるを得なかつたのであります。これは単なる例であり、まずけれども、私どもは戦前までは日本が一等國であるといふはれておつた。英國と、米國と、日本は世界で一番強いなど、うぬづられておつたのであります。従つて通信事業も世界の一流だ。こう思つておつたのであります。しかし実際の統計を調べてみますと、電話におきましては、アメリカは四人に一個の電話がある。スウェーデンには八人に一個の電話がある。日本はそれよりはるかに下でありまし

て、世界におけるところの二十何番目の國である。そうして日本以外の國におきましては、四十六個の電話について従業員が一人であるけれども、日本はずか六、七個の電話について従業員が一人であるという能率の悪い状態である。さらに郵便物について申しますと、米國は一人当り二百通の郵便物があるのに、日本は一人当り三十通である。先般毎日新聞などを読んでみますと、アメリカにおいては放送局が千九百、テレビジョンの放送局が百十八、こういう今日の文明の利器として、最もわれわれが考えなければならぬ電氣通信事業というもののについて、いかに日本が遅れておるかということを感じますときに、人間のからだで申しますならば、神経系統とも言へば、この通信事業をいかに向上発展せしむるか。單にそれは戦災によつてこうむつたところの打撃を復旧せしめるといふことのみならずして、われわれのまだ思ひもつかないように発展発達しておるところの通信事業の國があるとするならば、そういう國に追いつくような態勢を今日整えて行くことが、祖國再建の重大な問題であると感じざるを得なかつたのであります。

そこで大體この通信省の機構改革の問題がいかなる経緯をたどつて來たかと申しますと、これは一昨年三月ごろからGHQのCDS、これは通信事業の關係の部であります。ここに對して非常の人数と非常の努力をもつて日本の通信事業を調査研究されたのであります。そうして昨年二月になりまして、ひとつ日本政府の通信省とも一緒になつて、この研究を行おうというところで非公式のメモランダムが参りました。

て、爾來日本政府、特に通信省のそれぞれの係りと、GHQのCDSにおける専任の人々、この中にはアメリカの電氣通信の權威者が幾人も交つておるのであります。これらの人々と熱心な研究が続けられたのであります。そうして本年五月になつて一應その成果を得て、これが通信省の機構を電氣通信とその他の事業とを分離經營することとして、前期國會に通信省設置法案というものを提出いたしました。しかしこれは國家行政組織法の審議の關係もあつて会期中審議終了となり、継続審議に移されておつたのであります。ところが去る七月二十二日マツカサリ元帥の書簡によつて通信省の機構を完全に再編成して、そうしてこの能率を上げることに努力しなければならぬ。これがために先ほど私が申しましたように、通信省の業務事務を二省に分離することが必要である。こういう態度のもとに九月九日付のスキヤツピン五九八五のA、九月十六日付のスキヤツピン五九八五のAによりまして、日本政府がこれにそれ、電氣通信省、郵政省の設置方のメモランダムが参つたのであります。これによりまして、政府におきましてはいろいろ対策を立てまして、當時の芦田内閣によりましてこういう基本方針が決定されたのであります。

すなわち、通信省機構再編成の基本方針案、二十三年九月二十一日閣議決定

一、基本方針——七月二十二日付マツカサリ元帥の書簡の主旨に基いて、通信省所管の業務を郵政關係と電氣通信關係との二部門に明確に分離し、各事業の能率的かつ強力な運営をはかるため、左の要領により通信省の機構を再編成するものとする。

二、機構——1、通信省の業務を二分して郵便、貯金、保険の各事業をもつて郵政省(仮称)を、電信電話事業をもつて電氣通信省(仮称)を新設する。

2、電氣通信省は電氣通信省の外局として電波廳を創設する。

3、航空保安部門は電氣通信省の特設部門とする。

4、現業官署は普通局までは機構上二省に分割する。ただし特定局は郵政省の所屬とし、電氣通信業務は原則として委託の形式でこれを取扱う。

三、會計——通信事業特別會計はこれを郵政特別會計と電氣通信特別會計に分離し、それ、事業會計の自主性と特殊性とを徹底せしめる。

四、人員——人員の分割は原則として現在人員を基準として行う。

五、実施の時期——昭和二十四年四月一日実施を目途とし、両省の設置法案は第三臨時國會に提出、兩特別會計法案は次期通常國會に提出するものとする。

かような方針で参つたのであります。しかるに御承知のごとくわが國は終戦後におきまして万國の條約には加入しておらずなかつたのであります。この通信省關係におきましては、幸いなことに去る七月には万國郵便條約というものに加入いたしました。今度國會において御審議を願ふことになつておるのであります。國際電氣通信條約、これに加盟することになつております。これは連合國側の非常な御援助によるものであります。われわれが平和條約を一日も早く締結したいという國民の願望から申しますと、たとえそれが郵便條約あるいは電信條約でありまして、われわれが世界の國の一員としておつき合ひのできる條約に加盟できるということは、まことに愉快に存する次第でありまして、これはひとえに通信事業というものがわが國だけのものでなくて、列強と足並を整えて行かなければならぬものである。こういう意味において終戦後の二つの條約に加盟する運びになつておるものと私は信じておるのであります。こういう意味から申しますと、國內の政治問題として通信省の機構改革の問題を考える必要があることはもとよりであります。けれども、國際的の大きな立場に立つて、日本を再建するためにはどうしたらよらうか、この点について考える必要が非常に多いと私は思はざるを得ないのであります。そこで先ほど申し上げた通りはこの電氣通信省の議案が上程されたいと思ひますが、本日はこの意味におきましてまず郵政省設置法案について多少の説明を試みてみたいと思ひのであります。

お手元に差上げました法案は、いずれも國家行政組織法に基いて立案されたものであります。國家行政組織法とともに施行せられるものであることは申すまでもないのであります。そこで郵政省とはどういふものかと申しますと、この官廳は郵便と、郵便貯金と、簡易保險の三つの異なつた事業を經營して参ります關係上、本省の内部部局構成の中心としたしまして郵務局、貯金局及び簡易保險局を置き、これに人事、経理、資材、營繕等の補助的な部局を設けたことは、おおむね現在の組織をそのまま所として受入れ

たからであります。ただ監察関係の業務については、これらの事業が主として人的施設に依存するものである。かつ國民の信頼感を回復することが事業の死命を制するものであり、しかも当面最も強くその充實が要請せられておることを考慮いたしまして、今回特に監察局を新設して、事業経営の全面的刷新をはかるうとするものであります。従いまして地方管理機関につきましても、従来の通信局に相当する地方郵政局を従来の所在地に設置いたしますほか、これとは独立して地方監察局を別個に設けることとしたのであります。なお監察事務に従事する監察官には、このたび新たに司法警察権を持たせることにいたしました。監察機能の運営に万全を期した次第であります。

現業事務については、従前通り郵便局において一括運営して参りますことは、何ら異ならないのであります。こういう意味において大体の郵政省設置の骨格を定めました。こまかいことにつきましては事務当局から説明があることと思ひますから、これについて御質疑願ひたいと思うのであります。先ほど御報告申し上げました経緯の中にもありますように、たとえ通信省がこの二省になつたといつたとしても、その総体人員をふやすというようなことは私も考えておりません。現在の状態においてこの二省の設置をして行きたいと思つておるのであります。この点は特に御留意願ひたいと思ひます。申し上げるまでもなくこの問題につきましては、電氣通信あるいは郵便の先進國でありまして、わが國に対して非常な御努力をくださつており

ますアメリカの力が多いのであります。これはやはり先進國の助力助言によつてここに祖國再建の基礎をつくることが一番正しいことである。それには先ほど前内閣でも決定してありますように、明年の四月一日にこれを発足せしむるためには、今日臨時國會といえども、この間に一切を議了されまして國會を通過せられるのであります。ならば、通信省におきます事務は、まことにきまりよく、支障なく進めることのできるものであります。従つて今國會には公務員法の審議という重大な問題があるかもしれませんが、この祖國再建の中核神経をいかに再組織するかということは、まことに重大な問題でありまして、でき得べくんばこの大きな点を御了承くださいまして、今國會に皆様方の御協力を得まして本法案が無事通過いたしますならば、祖國の再建のために非常な幸ひをいたすものであるということを感じておるのであります。

大体的説明は終了しましたが、なお御質疑によりまして詳細な答弁をいたしたいと思ひます。何分とも絶大なる御協力をお願いいたします。

○小川原委員長 次に科学技術行政協議會法案について政府の提案理由の説明を求めます。佐藤官房長官。

科学技術行政協議會法案 科学技術行政協議會法

(目的)

第一条 科学技術行政協議會は、日本學術會議と緊密に協力し、科学技術を行政に反映させるための諸方策及び各行政機関相互の間の科学技術に関する行政の連絡調整に

必要な措置を審議することをその目的とする。

2 科学技術行政協議會（以下協議會という。）は、内閣総理大臣の所轄とする。

(審議事項)

第二条 協議會は、左に掲げる事項について審議する。

一 日本學術會議の答申または勸告を行政に反映させるために必要な措置

二 政府が日本學術會議に諮問すべき事項の選定に関すること

三 政府が行うべき科学技術に関する國際的事業の実施の方法

四 各行政機関の所管に属する科学技術に関する事項の連絡調整に必要な措置

(組織)

第三条 協議會は、会長一人、副会長一人及び委員二十六人以内で組織する。

第四条 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 副会長は、國務大臣のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

3 委員は、關係各行政機関の官吏及び學識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。委員のうち、その半数は學識経験のある者でなければならない。

4 學識経験のある者を命ずる場合においては、日本學術會議の推薦を尊重しなければならない。

5 前項の委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第五條 会長は、会務を總理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長

に事故があるときは、その職務を代理する。

(會議)

第六條 協議會は、毎月一回定例会議を開かなければならない。但し、会長が必要があると認めたときは、臨時に、これを開くことができる。

(幹事)

第七條 協議會に幹事二十人以内を置く。

2 幹事は、關係各行政機関の官吏及び學識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。學識経験のある者のうちから命ずる幹事の数は、十人以内とする。

3 幹事は、協議會の審議事項について委員を補佐する。

(事務局)

第八條 協議會の事務を處理させるため、協議會に事務局を置く。

2 事務局長は、總理廳の一級の官吏又は相當の資格を持つ科学者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

3 事務局長は、会長の命を受けて、事務局を掌理する。

4 事務局の職員は、事務局の職員に命じて、別に法律で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十四年一月二十日から施行する。

2 學識経験のある者のうちから命ぜられた第一回の委員で、日本學術會議の會員である者の任期は、第四條第五項の規定にかかわらず、二年とする。

3 事務局の職員は、定員について、國家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）が施行される

までは、第八條第四項の規定にかかわらず、政令で定めるところによる。

○佐藤（總）政府委員 政府はこのたび科学技術行政協議會法案を提案したのであります。ここにその提案の趣旨を御説明申し上げます。

平和的文化國家の建設には、科学技術の向上と普及がその基礎をなすものであることにかんがみまして、日本學術會議法を提案し、すでに公布を見ておるのであります。このたびは、日本學術會議とともに學術体制刷新委員會の答申の二つの大きな眼目であり、かつこの科学技術行政協議會を設置しようとするものであります。科学技術行政協議會はいわば日本學術會議と政府との間に立つて、兩者の意思の疎通をはかり、科学と國策との相距離を縮めることのないようにするためのものでもあります。従来わが國の政治におきまして、科学研究の成果が、十分に行政上の諸施策に活用されず、また各省間の連絡調整が必ずしも十分でなく、政府全体としての科学技術行政の一貫性、総合性に欠けるきらいがあつたのであります。かかる弊害を除去することがこの協議會の重要な目的であります。こういう目的を達成いたしますのは、單に行政官の手腕と識見のみでは十分でなく、科学者の専門的知識がこれに加わり、兩者が協力することが必要であります。本協議會の委員の数が行政官と科学者とがそれと同等を占めることになつておるのは、この意味からでありまして、ここに本協議會の大きな特色があるのであります。次に前にも申し上げましたように、本協議會の重要なねらいの一つは、各

省間の連絡調整をはかり、科学技術行政に一貫性、総合性を與えようとするところにあるのでありますが、しかし本協議会は実施機関ではなく、審議機関でありまして、その審議の結果は内閣総理大臣がその権限に基いて、重要なものは閣議を経て実施するのであります。各省の立場は十分尊重され、画一的統制に墮することのないような配慮がなされているのであります。

なお本協議会は、関係方面の特別な要請もありましたので、本年度初めに設置する予定で、これに要する経費はすでに本年度の当初予算に計上されているのであります。しかしその後種々検討すべき点がありましたので、その設置を延期し、今日に至つたのであります。しかしながら明年一月二十日には日本学術会議が成立いたしますので、これと同時に本協議会を發足せしめる必要から、今臨時國會において、本法案の審議をお願いする次第であります。

以上が本法案の提案理由であります。十分御審議の上、御協賛あらんことをお願いいたします。

○小川原委員長 本日はこの二案の趣旨を明瞭に説明するだけのことといたしまして、質疑は次会にいたしたいと考えております。

○小川原委員長 先般審議中でありました財閥同族支配力排除法の一部を改正する法律案について審議を続けまゝす。他に何か御質疑はございませうか。なければ引續いて討論に入りたいと思ひますが……。

○富田委員 一つだけ討論に入ります前にお尋ね申し上げたいと思ひます。

お許し願ひます。それは今議題になつております財閥同族支配力排除法につきまして、この審査委員会が廢止になります。そのあとの処置として、總理の官房の中に一つの課を新設して、そこであとの事務を処理する。こういうことになつておりますが、これは國家行政組織法の第七條三項におきまして、課を置きます場合には、必ず予算上の措置がこれに伴つていなければならぬといふのが、國家行政組織法の根本の建前であります。それにつきまして總理府官房にある課を新設する場合に、その予算上の措置がとられておるかどうかが、その一点をお尋ね申し上げておきたいのであります。

○井上政府委員 ただいまの御質問に對しましては、ここに資料の二のところに書いてございまして、職員といひまして予定されておるのは二級五人、三級五人になつております。これに對しましては、この割合によつて予算を組む予定になつております。すなわち定員は二十四名になつておりますが、現在在職員といひまして二十一名でございまして、これを新しい予算に組みますと十人になりまして、課は新設いたすといひまして、予算面におきましては簡素化される次第でございまして。

○福田(憲)委員 議事進行について、この際委員長にちよつとお願い申し上げます。委員長の方からもう少し政府の方に精密に連絡をとられて、そしてこの委員会の運営方法を万端漏れなようにしていただきたいと思いますのであります。それは先般理事会でもその由は十分申し上げてあつたのですが、たゞ今日

の委員会におきまして、その完全な連絡がとれてなかつたのか、とれてあつても政府が不一致であります。か、そういう大きな矛盾が起つてきておる。この委員会が國家行政組織法の一部を改正する法律案の提案の理由を承つたときに、政府は今期國會に各省設置法案を提出して、そうしてそれを明年一月二日から施行する準備を進めておつたんだけれども、今國會は会期が短かい、加うるに公務員法の改正を中心としておるから、今議會に提出するのはとりやめて、來國會に各省の設置法案を提出する。それまで準備をする。こういうところのごもつともな趣旨が明瞭にされたので、われわれはそれに賛意を表して、決定いたしましたのであります。今通信大臣のお話を聞きますと、郵政省設置法があるいは電氣通信省設置法、これはぜひこの今國會にまゝとめてもらはないと困るといふ申し出があつたのですが、そうしますと、先ほどの國家行政組織法の一部を改正する法律案の趣旨が明らかになりました。大きな矛盾を見出すのであります。こゝろの点には相なるべくは矛盾のないように、われわれ委員として過日の理事会の時は、各党の理事の方々が仰せられたごとくに、この委員会の扱つていふ法案が重大法案であるから、相なるべくはスムーズに能率的にやりたい。こゝろの申し合せをしておるにかかわらず、こゝろのことが起ることは非常に困りますから、できる限り委員長において政府と完全な連絡をとられて、委員会の運営方法をよろしく御検討願ひたいと思ひるのであります。

な お先日の理事会でもお話がありまして、

したごとくに、本日は一、二の法律案を決定して、残余の法律案は趣旨を承つておいて散会する。そうして次會には残余の法律の審議に移るといふような申し合せもあるわけなのでありますから、多分にその点を織り込まれ御検討を願ひたい。かようなことを申し上げておきます。

○小川原委員長 どもつともなお話でありまして、私も今趣旨を明瞭に聞いて、あなたと同じ感じがしたのであります。御注意ありがとうございます。

この財閥同族支配力排除法の一部を改正する法律案につきましての討論を省略いたします。いかがでござい

○加藤(勲)委員 いや討論はある。あつた。その前にちよつと聞きたいのです。が、今表を見てもいふと、ほとんど大部分が差もどしといふと、結局緩和されたことになる。緩和されたことについて一休何を標準にして緩和されたのか、こゝろを表現を見ると、かなりかんじんなときに、同じような時期に一方では却下になつておる人もあるし、他の一方では差もどしになつておる。さうするとこれは何を標準として却下と差もどしが審査過程において決定されたのか。さういふ点聞かせていただきたいと思います。

○井上政府委員 この法律の建前といひまして、原案すなわち第一審で却下されたものにつきましても、さらにこれに不服な者は新しい証拠を出しまして、訴願を請求することができのであります。それで第一審の場合に却下になつたものでも、その申請者にお

るいはその時に説明することを省略しておつたために、不利な、すなわち却下になつたといふような事情が多々あつたのであります。すなわち同一の申請書に基いて審査したのではなく、再審査委員会におきましては、新しく提出された、内容のある再審査申請書に基きまして、それで詳細に審査いたしました。決定いたしましたのでござい

○加藤(勲)委員 その御説明はその通りだと思ひます。前と同じ條件で一遍却下されたものが二度目に通過するはずはないのですから、新しい資料が提出されて、それに基づいて審査がなされたといふことは、よくわかりませんが、ただそのほかの政治とか言論といふものは、相当内容にわたつて資料の関係があると思ひます。財閥関係はどうですか。時期と申すものは形式上相当重きを置かれておるのじやないですか。その同族会社における地位といふものは、その地位の時期といふものは、この形式は相当重きを置かれておるのじやないですか。ただ私の憂えるのは、今後こゝろのことにまつて、結局財閥関係のページが事実上ほとんどなかつたと同じような結果になつてしまふ。ごく少数の人間、きわめて特殊の人間だけが残つて、あとはほとんどみな解除されてしまふといふようなことになつたり、今後こゝろになると、機構も小さくなるし、それから新しいページに該

るいはその時に説明することを省略しておつたために、不利な、すなわち却下になつたといふような事情が多々あつたのであります。すなわち同一の申請書に基いて審査したのではなく、再審査委員会におきましては、新しく提出された、内容のある再審査申請書に基きまして、それで詳細に審査いたしました。決定いたしましたのでござい

当するような資料が出て来ても、ほとんど問題にされない。それからまた現在ほとんど潜在的にページに該当すると思われる潜在ページ該当者がほとんど問題にされない。こういうことになると、結局経済界における形をかえた財閥支配がまた復活して来るのじやないか、こういう危険が感ぜられるのです。従つてそういうことを思うと、この同族会社における支配的地位の時期というものが相当重要でないかと思うのですが、その点はどうですか。

○井上政府委員 この再審査委員会では、初めから終りまで、あらゆる勢力利益というものが全然別個に、関係されずに、公平な見地からいたしたのであります。初期の場合と、最後に近づくと従つた場合において、差別なく行つたのであります。再審査委員会といたしましては、これはこの法律を公平に解釈して適用したものであるという確信を持つておるのであります。

○加藤(勸)委員 いや、そういう法の適用を委員会が公正に扱つたということについて疑義を持つのはやないのです。その該当者が同族会社における支配的地位の時期です。期間です。期間というものが、該当者として決定する上において相当重要な一つの形式上の要件であつた、こう思うのであります。

○井上政府委員 ございました。○加藤(勸)委員 そうでしよう。その重要だと思われる支配的地位の期間の問題について、これを見ると、同じような時期になつておつたものが、ある人はページになり、ある人は免除されておる、こういうことがここに出て来る

というのです。

○井上政府委員 その御質問に對しましては、時期も、この期間が長いのは考慮に入れまして、審査いたしましたのであります。しかしすべての点から考えまして、たとえばその地位が取締役であるか、社長であるかという上下の点も考慮に入れます。それからその人がかりに常務でなくとも、平の取締役であつても、その個人的の調査によつて非常に財閥会社に寄與貢獻したという

ような証拠が上る場合には、期間は短かくても、その方を重く見る場合には、この法律によつて財閥役員と認定したのであります。従つてその期間の長短といふことは一應一つの審査決定の標準の一部にはなりませんけれども、そのみによつたのではないのであります。またその地位と申しまして、下の地位の人が落ちて、常務あるいは専務が通つておる場合もありません。これはまた個々の場合について考えたのであります。一定の標準を立てて再審査委員会に決定したのではないのであります。たとえば社長は必ず落すとか、あるいは長く役員をしておつた者は落すというようなことでなく、全体の各個人について考へて決定いたしましたのであります。従つてその將來に對する危懼といふものはないように考えられます。

○加藤(勸)委員 その点はそれ以上聞いてもむだと思うが、ただこういうこととはどうですか。現在潜在該当者と自分も思つておるし、世間でも思つておるというような人が、再び審査を受けることなく、どういつた会社の実質上の地位につけるのか、それともやはりそういう人は一應審査を受けなければ

いけないのか、その点どうでしようか。

○井上政府委員 それは審査を要するのであります。現在までやりましたところでは、今年の一月七日だと思ひますが、この法律の公布になつた當時に財閥会社及び関係会社に現職におつた者だけについて審査されるのであります。それ以外のつまり潜在に申しますか、現についておらなかつた者は、今度新たにつく場合には、審査を受けなければつけないということになります。現についておつた者は申請の手続をとつておかないと、当然財閥役員とみなされてしまうのであります。けれども潜在しておる者はただちに必要はないので、新しく財閥に關係のある会社につく場合には、審査されまして、それで合格した場合は……。

○加藤(勸)委員 たとえば第二会社の場合はどうですか。○井上政府委員 第二会社も同様でございます。

○小川原委員長 御質疑はありませんか。それは質疑が終了いたしましたものと認めまして、引續き討論に入りたいと思ひます。田中君。

○田中(稔)委員 加藤委員の御質問の中にもありましたが、從來の審査及び再審査の業績を見ておりますと、少し甘いのではないかと感じるものがあるのではありません。しかしながら処理の事情につきましては、もうこれ以上具体的にいろいろお聞きすることもどうかと思ひますから、今度審査委員会及び再審査委員会がなくなつて、そのかわりに總理廳の官房に一課ができ、そして從來の再審査委員会の仕事を継続するにあたりましては、その機構の簡素化

はけつこうでありますけれども、審査の方針にあたりましては、あくまでもこの支配力排除法の根本方針にのつとつて、嚴密な審査方針をとつていただきたいと思ひます。この法案の提案理由の中に、從來つくられました先例を尊重するといふ言葉があります。その先例がもし少しゆるやかであつたならば、むしろ今後はそれをもつと嚴重にするといふことをお願いしたい。また同じ提案理由の中に、いささかたりとも経済界の実情を無視した決定に陥ることのないようにいたすといふことがありますが、もちろんこの支配力排除法の適用にあつて、いたすに慎まなければならぬと思ひますけれども、また日本の経済の民主化という仕事を進めて行く上におきまして十分御留意をお願いしまして、問題になるような人は、過去においてどんなに業績があり、どんなに有能でありまして、そういう人はひとつ経済界の第一線から引いてもらつて、新人を大いに進出させて、そして日本の経済の民主化をはかるというふうに、ひとつ持つて行つていただきたいと思います。そのことを希望いたしますして私の討論にかえ

○小川原委員長 福田君。

○福田(繁)委員 私は民主党の委員を代表いたしましたして本案に対する態度を表明したいと思ひます。今社会党の方から仰せられたのとあまりかわりはないのであります。この法案の制定の趣旨から考えまして、終戦三年数箇月の今日になつて、大体この目的も達成できたと思ひます。その意味合いにおいて非常に簡素な機構のも

とに行われるという段階になつたこと

は、一面考えようによると、非常に御同慶に存するのであります。ただし今も仰せられたごとく、今後の運営いかんということが、せつかく今まである程度の成果を収めて来たことに對して、根本からくつがえされるおそれがないにしても、その点多分に御配慮にあつたかと思ひます。機構の簡素化はまことにけつこうです。しかし何としても、この文面にもあるごとく、経済界の実情を絶対に無視しない、同時に先例を尊重する。決して總理大臣としてでも、あるいはその御に立つ者としてでも、この経済界の実情と先例を無視しないといふことを絶対條件にしよう、その上、多分にお含み置き願うという意味合いにおいて、本案に對して賛成したいと思ひます。

○小川原委員長 これにて討論は終局いたしました。ただちに採決いたします。本案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔議員起立〕

○小川原委員長 起立議員。よつて本案は原案通り可決いたしました。なおこの際お語りいたしますが、委員会が付託せられた事件について審査を終つたときは、委員会報告書を作成して議長に提出いたすことになつておりますが、この委員会報告書の作成及び提出方は委員長に御一任願ひたいと思ひます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小川原委員長 御異議ないものと認めまして、さようとりはかいます。本日はこれにて散会いたします。午前十一時四十三分散会

昭和二十三年十二月二十七日印刷

昭和二十三年十二月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局